

水・大気環境行政の現状と課題

平成25年12月6日（金）

環境省 水・大気環境局総務課

石塚 哲朗

目次

- 水・大気環境局について
- 環境基準
- 大気環境保全対策
 - ・大気環境基準の達成状況
 - ・大気環境行政の概要
 - ・アスベスト対策強化、PM2.5対策
- 水質保全対策・騒音対策
 - ・水環境基準の達成状況
 - ・水環境保全対策の概要
 - ・放射性物質の常時監視等
 - ・騒音対策

環境省の3本柱

(H25.10環境委員会大臣挨拶より)

①震災からの復旧復興

②国民の健康と
良好な環境の確保

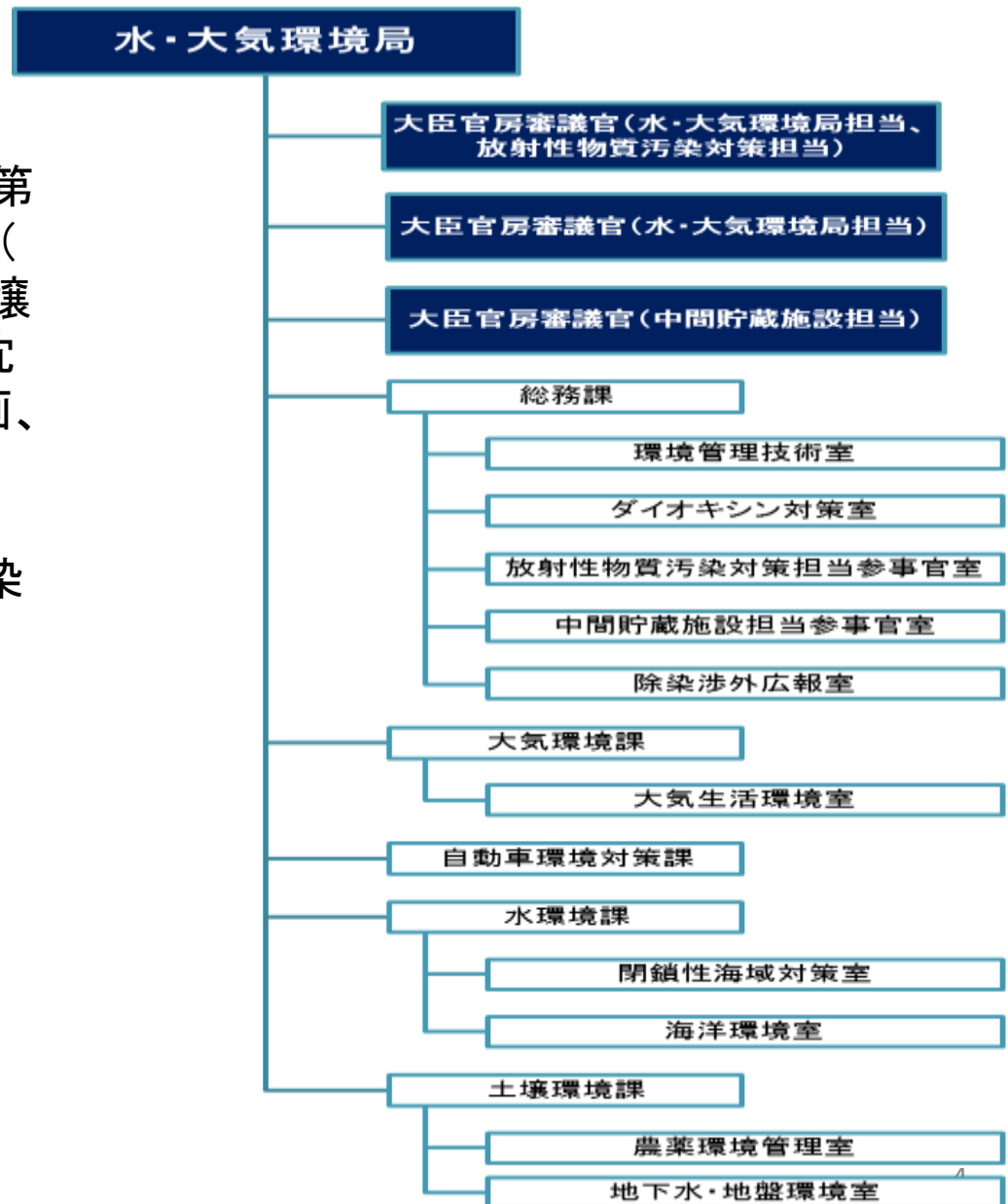
③地球環境の保全と
日本のすぐれた環境技術を活用した成
長戦略への貢献

昭和24～ 公害防止に関する条例(東京、大阪、神奈川等)
昭和42年 公害対策基本法 → 平成5年 環境基本法
昭和45年 公害国会(14法案)
昭和46年 環境庁発足 → 平成13年 環境省

水・大気環境局の組織図

○水・大気環境局は、環境基本法第2条により定義される典型7公害(①大気汚染 ②水質汚濁 ③土壤汚染 ④騒音 ⑤振動 ⑥地盤沈下 ⑦悪臭)に関する対策の企画、立案及び実施を担当

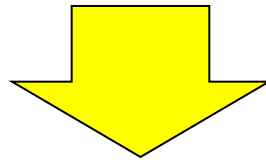
○また、東日本大震災を受け、除染、中間貯蔵施設を担当



環境基準とは

■ 環境基本法第16条

- 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。
- 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に関係するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。



政府は大気や水質などをどの程度に保つことを行政上の目標としていくのかという「環境基準」を定め、その達成に向けて各種の施策を実施していく。

環境基準の設定

大気

- 人の健康の保護の観点から、10項目について設定
 - …二酸化窒素(NO_2)、光化学オキシダント(OX)、ベンゼン、微小粒子状物質(PM2.5) 等

水質

- 人の健康の保護の観点と、生活環境の保全の観点に分けて設定。
- 人の健康の保護の観点から27項目について設定
 - …カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB 等
- 生活環境の保全の観点から、水質類型(河川、湖沼、海域)ごとに、計11項目について設定
 - …生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD) 全亜鉛 等

地下水・土壌

- 地下水については、人の健康の保護の観点から、28項目について設定
- 土壌については、27項目について設定

ダイオキシン

- 媒体(大気、水質、底質、地下水質、土壌)ごとに基準を設定

騒音

- 生活環境の保全及び人の健康の保護に観点から、地域類型ごとに設定
- 地域別、時間帯別に設定
 - …一般騒音(道路交通騒音、工場騒音)、航空機騒音、新幹線鉄道騒音

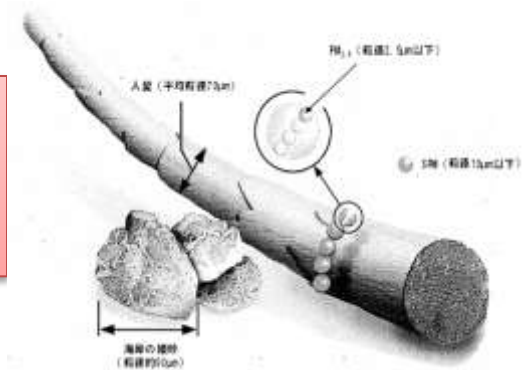
環境基準の見直し

環境基準は環境基本法で「常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。」とされており、必要に応じて基準の見直しを行っている。

PM2.5に係る大気汚染の環境基準の設定

平成21年9月にPM2.5に係る大気汚染の環境基準を告示。
現在、PM2.5の効果的な対策について検討を行っている。

※PM_{2.5}：大気中に漂う粒子状物質(PM)のなかでも粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなもの。粒径が小さいので、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。



PMの大きさ(人髪や海岸細砂との比較)(概念図)

水質汚濁に係る環境基準の見直し

平成21年11月に

- ・公共用水域の環境基準として 1,4-ジオキサン
- ・地下水の環境基準として 1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンを新たに追加。

平成24年8月、平成25年3月に、水生生物の保全に係る環境基準として、それぞれノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸を環境基準項目に追加。また、下層DO、透明度について、環境基準項目に追加する方針で検討中。

大気環境保全対策

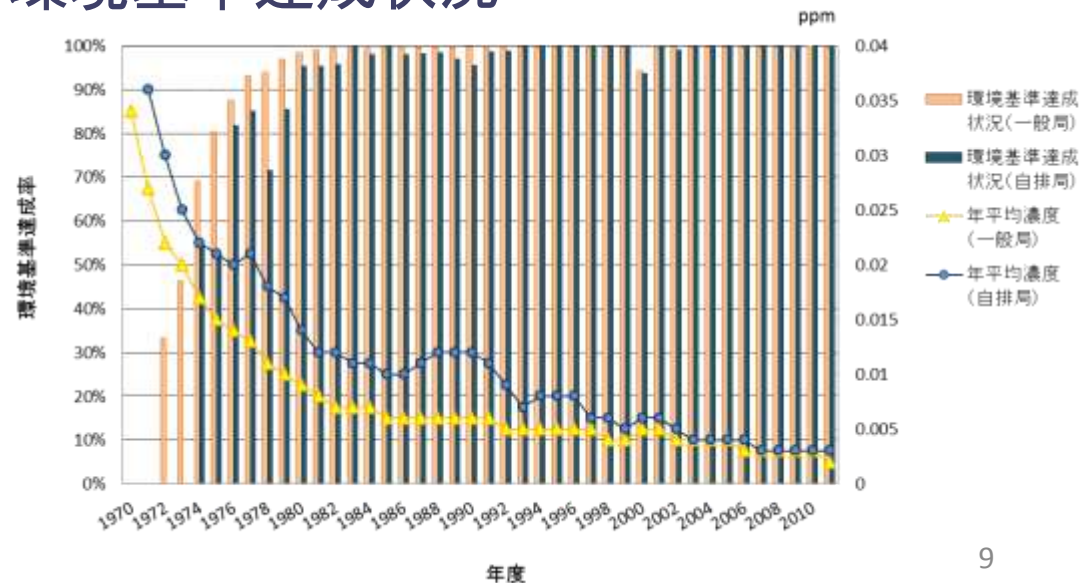
- 大気環境基準の達成状況
- 大気環境行政の概要
- アスベスト対策強化
- PM2.5対策

大気環境基準の達成状況

- 我が国の大気汚染の状況は全体としては改善の傾向にある。
- 二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)については、環境基準がほぼ達成されている。一方、浮遊粒子状物質(SPM)については、平成23年度は黄砂の影響等により環境基準達成率は約7割であったものの、年平均濃度は低減傾向を維持している。
- 一方、都市部でNO₂の環境基準未達成地域が残存しているほか、光化学オキシダント、PM_{2.5}については、環境基準の達成率が低い。

● 二酸化硫黄（SO₂）の環境基準達成状況

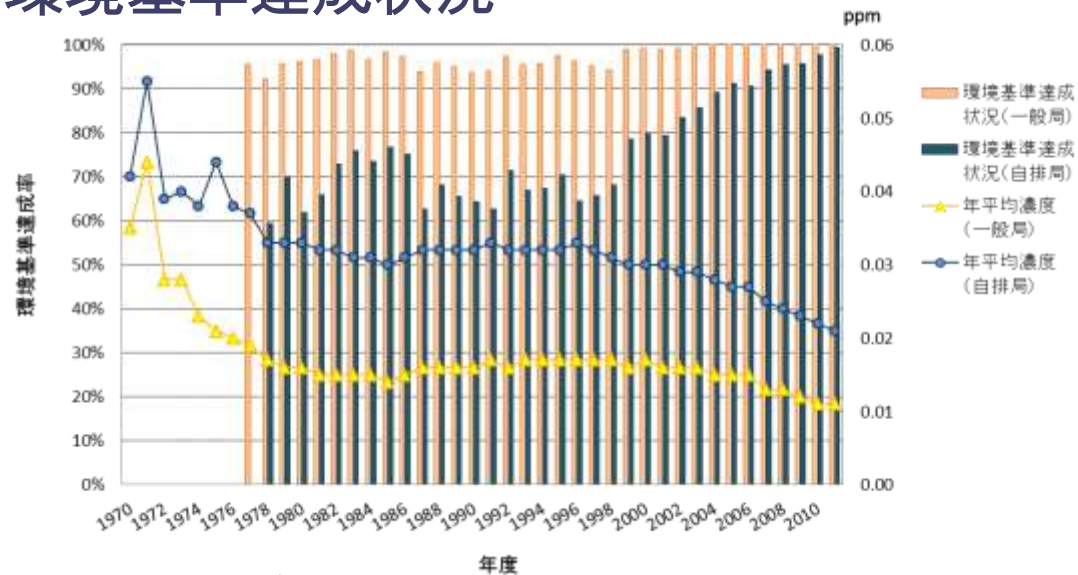
環境基準達成局（平成23年度）は、一般局で1,066局中1,062局（99.6%）、自排局で61全局（100%）となっている。



大気環境基準の達成状況（NO₂、SPM）

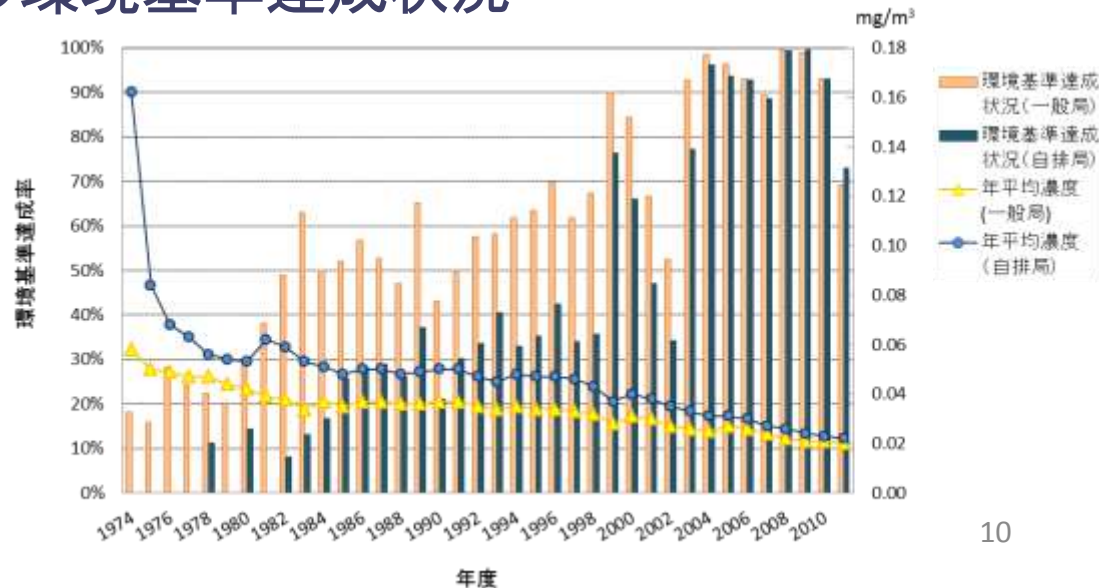
● 二酸化窒素（NO₂）の環境基準達成状況

環境基準達成局（平成23年度）は、一般局で1,308全局100%）、自排局で411局中409局（99.5%）となっている。



● 浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成状況

環境基準達成局（平成23年度）は、一般局で1,340局中927局（69.2%）、自排局で395局中288局（72.9%）となっている。



大気環境基準の達成状況（有害大気汚染物質）

（１）環境基準が設定されている物質（４物質）

物質名	測定地点数	環境基準 超過地点数	全地点平均値 (年平均値)	環境基準 (年平均値)
ベンゼン	411 [425]	2 [0]	1.2 [1.1] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
トリクロロエチレン	362 [392]	0 [0]	0.53 [0.44] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
テトラクロロエチレン	363 [379]	0 [0]	0.18 [0.17] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ジクロロメタン	369 [396]	0 [0]	1.6 [1.6] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

○ベンゼンは2地点で環境基準を超過。

○その他の3物質はすべての地点で環境基準を達成。

（２）環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されている物質（８物質）

物質名	測定地点数	指針値 超過地点数	全地点平均値 (年平均値)	指針値 (年平均値)
アクリロニトリル	333 [339]	0 [0]	0.088 [0.072] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	333 [352]	0 [0]	0.053 [0.055] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	338 [353]	0 [0]	0.21 [0.19] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	336 [358]	3 [0]	0.18 [0.16] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀及びその化合物	261 [280]	0 [0]	2.1 [2.0] ngHg/m^3	40 ngHg/m^3 以下
ニッケル化合物	265 [295]	0 [0]	4.4 [4.0] ngNi/m^3	25 ngNi/m^3 以下
ヒ素及びその化合物	265 [276]	5 [3]	1.6 [1.4] ngAs/m^3	6 ngAs/m^3 以下
1,3-ブタジエン	372 [390]	0 [0]	0.15 [0.14] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

○1,2-ジクロロエタンは3地点、ヒ素及びその化合物は5地点で指針値を超過。

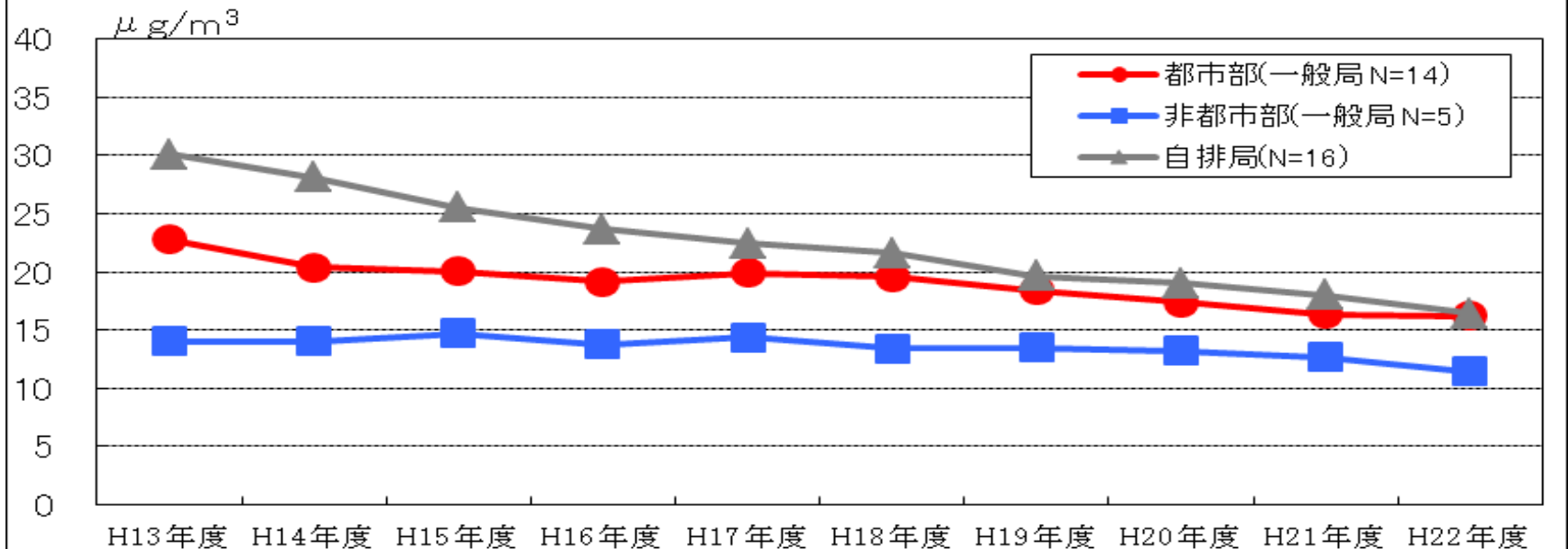
○その他の6物質はすべての地点で指針値を達成。

大気環境基準の達成状況 (PM2.5)

● PM2.5の環境基準達成状況

- 大気汚染防止法等に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、PM2.5の年間の平均的な濃度は減少傾向。
- PM2.5については、地域によって程度は異なるものの、大陸からの越境汚染と都市型汚染の影響を受けていると考えられる。平成23年度の環境基準達成率は27.6%(一般局)、29.4%(自排局)であり、特に西日本と関東地方で環境基準達成率が低い。

PM2.5質量濃度の年平均値の推移



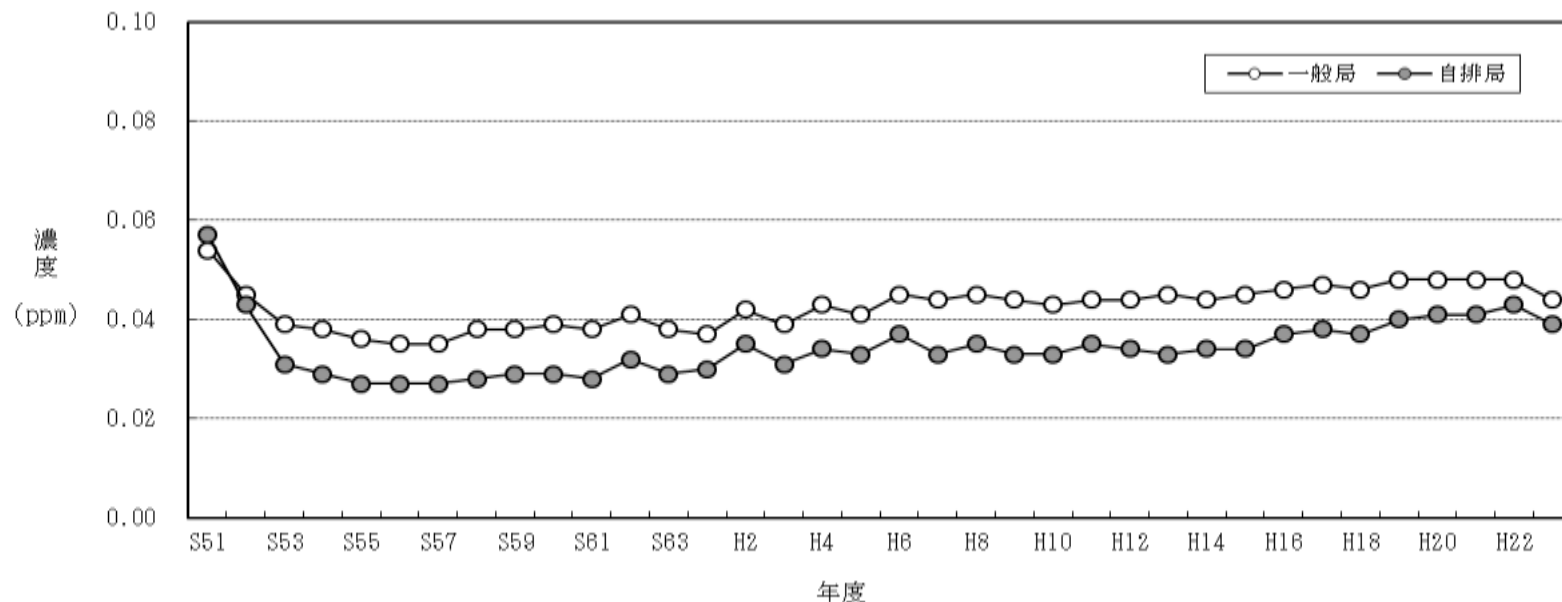
(出典 環境省微小粒子状物質等曝露影響実測調査) ※継続測定局のデータである。

大気環境基準の達成状況（光化学オキシダント）

● 光化学オキシダントの環境基準達成状況

- 平成23年度の環境基準達成率(一般局)は0.5%(6局／1,152局)と著しく低い。
- 光化学オキシダントの前駆物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)の排出量は経年的に減少しており、光化学オキシダントについても高濃度域については改善傾向が見られるものの、昼間の日最高1時間値の年平均値については漸増傾向にある。

光化学オキシダントの昼間の日最高1時間値の年平均値の経年変化



大気環境基準の達成状況（ダイオキシン）

● ダイオキシンの環境基準達成状況

- 大気は、全ての地点で環境基準を達成。
- 公共用水域水質・底質は、環境基準を超過した地点がみられた。
- 地下水質及び土壌については、環境の一般的状況を調査した結果では環境基準を超過した地点なし。
- 大気、公共用水域水質・底質について、継続調査を実施している地点における濃度の平均値は、前年度と概ね同程度。

環境媒体	地点数	環境基準超過 地点数	平均値	環境基準
大気	689地点	0地点(0%)	0.028pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
公共用水域 水質	1,594地点	28地点(1.8%)	0.19pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L以下
公共用水域 底質	1,320地点	3地点(0.2%)	7.0pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g以下
地下水質	538地点	0地点(0%)	0.047pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L以下
土壌	969地点	0地点(0%)	3.4pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g以下

大気環境行政の概要

大気汚染対策は、**工場・事業場などの固定発生源対策**と**自動車などの移動発生源対策**に大きく二分される。

大気汚染防止法に基づく対策

都道府県等による常時監視(モニタリング)

ばい煙(硫黄酸
化物、窒素酸化
物等)

揮発性有
機化合物
(VOC)

粉じん

有害大気汚
染物質

固定発生源対策
発生施設に対する排出規制
(排出基準・総量規制基準)

発生施設・排出等作業
に対する規制
(構造基準・作業基準)

事業者による
自主的取組
(指定物質に
ついては抑制
基準あり)

移動発生源対策
自動車単体に対して排出ガスの量の許容
限度を設定

大気汚染防止法以外に基づく対策

自動車Nox・PM法、オフロード法、ダイオキシン類対策、海防法、など

大気環境行政の概要 ― 工場・事業場対策

工場・事業場については、「**大気汚染防止法**」に基づいて、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じんなどの排出規制が行われている。

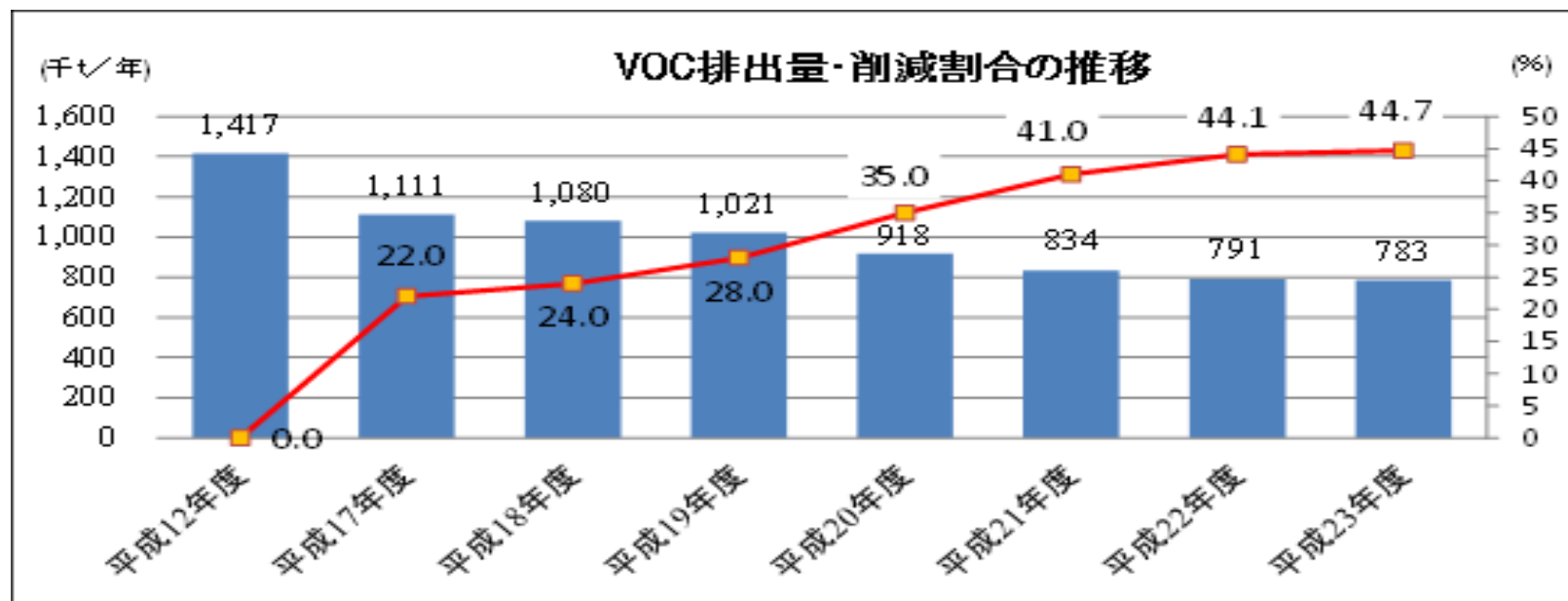
① ばい煙

- ・ 物の燃焼等に伴い発生する**硫黄酸化物**、**ばいじん**、**窒素酸化物**などの物質。
- ・ ばい煙発生施設が排出基準を超えたばい煙を排出した場合には**直罰**が科せられたり、**改善命令**や**施設の一時使用停止命令**を受けることがある。
- ・ 排出基準の遵守を確保するため、施設の設置や変更等に関する**事前の届出**や、排出される**ばい煙量・濃度の測定、結果の記録**などが事業者には義務付けられている。
- ・ また、大気汚染防止法で定められている全国一律の排出基準にかえて、**都道府県**がより厳しい**排出基準**を定めることができる。

大気環境行政の概要 ― 工場・事業場対策

② 揮発性有機化合物(VOC)

- 塗料、接着剤、インキ等に溶剤として使用され、大気中で光化学反応により**光化学オキシダント**や**粒子状物質**を生成させる。平成16年の大気汚染防止法改正により規制を開始したが、法規制に、事業者の自主的な取組を適切に組み合わせてVOCの排出抑制を行っている。
- なお、自主的取組のあり方について、平成17年4月から中央環境審議会の専門委員会で審議が行われ、平成18年4月に専門委員会報告として公表された。
→ 法規制と自主的取組により**平成22年度までに平成12年度のVOC排出量(固定発生源のみ)の3割削減**を目標としているが、**排出規制の取組の結果、44%削減**。



大気環境行政の概要 — 工場・事業場対策

② 揮発性有機化合物(VOC)

- ・ VOC排出量削減目標を達成したことから、平成24年4月に中央環境審議会に対し、今後のVOCの排出抑制対策のあり方について諮問を行った。
- ・ 当該諮問を受け、平成24年12月に中央環境審議会から「今後の揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制対策の在り方について」を答申。

「今後の揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制対策の在り方について(答申)」の概要

- 平成22年度におけるVOC排出量は目標の3割削減を上回る4割以上の削減を達成。
- VOC排出抑制による光化学オキシダント及びSPMの抑制効果が示唆されたとの見解もある。
- 法規制と自主的取組を組み合わせた現行のVOC排出抑制制度は、このまま継続することが適当。
- これまでの取組の結果、VOC排出量が目標を大幅に上回る削減を達成した状況を踏まえ、事業者の負担軽減を図り、より効率的な体系作りを推進することが重要であり、法定検査回数を年2回以上から最も濃度負荷のかかる時に年1回以上へ変更する。
- VOC排出抑制制度等により高濃度域の光化学オキシダントが改善している可能性が示唆されているが、一方で、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率は著しく低く、現象解明も十分ではない。今後は、VOCのみならず、光化学オキシダントやPM2.5を含めて総合的な検討を行う専門委員会を新たに立ち上げ、今後必要な対策の検討等について幅広い議論を行うことが適当。

大気環境行政の概要 ― 工場・事業場対策

③ 粉じん

物の破碎、選別などの機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散するもの。
「一般粉じん」と「特定粉じん(アスベスト)」に分けられる。

- 一般粉じん: 発生施設(岩石の破碎機など)の設置等の届出義務
→ 構造・使用・管理に関する基準の遵守義務
- 特定粉じん(アスベスト(石綿)):
 - アスベスト発生施設(アスベスト製品製造施設等) ※平成19年末までに全施設が廃止
→ 設置等の届出義務、敷地境界基準(1リットルにつき10本以下)の遵守義務
 - アスベスト使用建築物の解体等作業
→ 事前の届出義務、**アスベスト飛散防止方法を定めた作業基準**の遵守義務

※なお、近年の社会情勢の変化を受け、
アスベスト製品製造施設等が廃止されたこと、また今後のアスベストの主な発生源は建築物の解体等であること等を踏まえ、
平成22年6月に**アスベストモニタリングマニュアル**を改訂し、第4.0版として公表。



図1 石綿の種類と発がん性

(画像提供: 国立科学博物館)

大気環境行政の概要 ― 工場・事業場対策

③ 粉じん(アスベスト(石綿))

建築物の解体等に係る規制の概要

(1) 特定粉じん排出等作業の規制対象

特定建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材で石綿質量が0.1%を超えて含まれているもの)が使用されている建築物及び工作物の解体、改造、補修作業が対象となる。

(2) 特定粉じん排出等作業の規制内容 ※本年6月に法改正※

工事施工者は、作業の場所、作業期間、特定建築材料の使用箇所、作業の方法等について作業開始の14日前までに**都道府県知事等**に届け出なければならない。

また、作業に当たっては、掲示板の表示、作業場の隔離、前室の設置、作業場内を負圧に保つための高性能の集じん・排気装置の設置等の**作業基準の遵守が義務付け**られている。

(3) その他

届出をしない、又は都道府県知事等による作業基準適合命令等の違反をした場合は**罰則規定**が定められている。

また、**工事の注文者**は、工事施工者に対し、施工方法、工期等について作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように**配慮する努力規定**が定められている。

大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成25年法律第58号)

改正の必要性

- 建築物等の解体現場等から石綿が飛散する事例及び建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査が不十分である事例が確認されるとともに、立入検査権限の強化、事前調査の義務づけ、大気濃度測定の義務化の必要性等について地方公共団体から要望。
- 東日本大震災の被災地においても、石綿を用いた建築材料が使用されている建築物や煙突内部の石綿除去工事、解体工事において、石綿の飛散事例が確認。
- 昭和31年から平成18年までに施工された、石綿使用の可能性がある鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加。
- 平成18年の大気汚染防止法の改正法の附則において施行後5年を経過した場合に検討を行うこととされているところ。



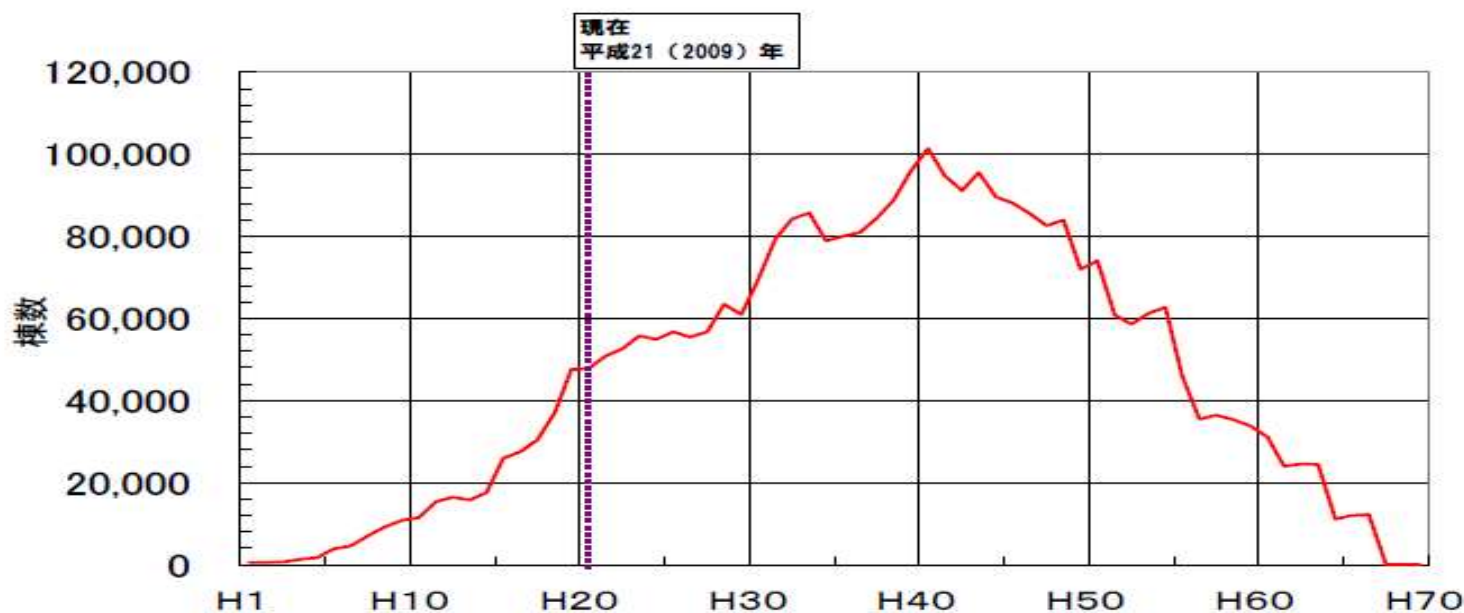
建築物の解体時等における石綿の飛散防止対策の更なる強化が必要

大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成25年法律第58号)

○ 昭和31年から平成18年度までに施工された鉄筋コンクリート造等の民間建築物は約280万棟と推計されるが、これらの民間建築物について、耐用年数経過後直ちに建築物が解体されると推計すると、現在から約20年後の平成40年前後に解体のピークが訪れると推計され、そのピーク時の解体棟数は、平成21年現在の約2倍と推計される。

→ これに伴い、石綿が飛散するおそれがある解体工事の件数も、今後増加すると見込まれる。

民間建築物の年度別解体棟数(推計)



- ・対象建築物は、0.1重量%以上のアスベストを含む可能性のある民間建築物とした。
- ・建築物は、以下の耐用年数で解体されるものとした。

表 構造ごとの耐用年数

耐用年数 (年)	RC構造		
	住宅	事務所等	
S造	47	50	
	34	38	

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(平成20年4月30日財務省令第32号)による

大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成25年法律第58号)

改正内容

(1) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更

現在、解体等工事の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業(吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。以下同じ。)を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者又は自主施工者が行うべきこととする。

(2) 解体等工事の事前調査の結果等の説明等

解体等工事の発注者から解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事(特定粉じん排出等 作業を伴う建設工事をいう。)に該当するか否かの調査を実施し、その結果及び届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。

(3) 報告及び検査の対象拡大

都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者・受注者又は自主施工者を、また都道府県知事等による立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を、それぞれ加える。

公 布 日 : 平成25年6月21日

施 行 期 日 : 公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

大気環境行政の概要⑩ — 工場・事業場対策

④ 有害大気汚染物質

- 平成8年の大気汚染防止法改正により対策が制度化。早急に排出を抑制すべき物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを指定物質に指定し、**抑制基準**を設定。
- また、具体的な対象物質として、平成8年10月の中央環境審議会答申により「**有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質**」として234物質(群)のリストを、また、この中から健康リスクがある程度高いと考えられる物質を「**優先取組物質**」として22物質(群)のリストを作成。
 - 平成22年10月の中央環境審議会第9次答申により、これらの物質リストについて、最新の知見に基づき、見直しを行ったところ。(それぞれ248物質(群)、23物質(群)のリストを作成。)
- なお、優先取組物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて**環境基準**を設定し、アクリロニトリル等8物質について**指針値**を設定。
 - 平成22年10月の中央環境審議会第9次答申により、ヒ素及びその化合物について指針値を設定したところ。

大気環境行政の概要③ —自動車対策

自動車排出ガス対策は、以下を3本柱として実施

- ①大防法等に基づく、自動車単体(自動車1台ごと)の排出ガス規制
- ②自動車NOxPM法に基づく、大都市地域での総量削減等
- ③低公害車の普及の促進

大気汚染防止法に基づく対策

都道府県等による常時監視(モニタリング)

一酸化炭素、炭化水素、
鉛化合物、窒素酸化物、
粒子状物質



移動発生源対策
自動車単体に対して排出ガスの量の許容
限度を設定

大防法以外の対策

自動車Nox・PM法

- ・大都市地域(対策地域)における特別措置法
- ・NoxおよびPMについて、総量削減(基本方針、削減計画)や車種規制(非適合車の登録制限)、極地汚染対策等を実施

オフロード法

- ・公道を走行しない建設機械等の使用者に対する排出ガス規制等
- ・NoxやPM等について、適合車に基準適合表示を行い、無表示車の使用を禁止

②自動車NO_x・PM法の実施

<概要>

- 自動車の交通が集中する大都市地域における自動車排ガスの排出総量を抑制するため、平成4年に自動車NO_x法を制定（平成14年に自動車NO_x・PM法に改正）。
- 国は、自動車NO_x・PM法に基づき、対策地域全体で自動車から排出されるNO_x及びPMを削減するための「**総量削減基本方針**」を策定。これに基づき、対策地域を有する東京都など8都府県は、「**総量削減計画**」を策定し、削減対策を計画的に推進。
- 自動車NO_x・PM法に基づく排出基準に適合していない車の対策地域内への**登録を制限**。（基準を満たしていない使用過程車については、販売時に適用されていた単体規制基準に代えてより厳しい単体規制基準が採用されるため、経過措置期間経過後は登録ができなくなる。）
- 前基本方針の目標（平成22年度末までに環境基準のおおむね達成）の達成が見込まれたことを踏まえ、平成23年3月に、基本方針を変更し、**平成32年度までに二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準を確保**することを新たな目標としたところ。

大気環境行政の概要 — 自動車対策（低公害車の普及促進）

低公害車の普及

2001年 政府一般公用車の低公害車化決定

「低公害車開発普及アクションプラン」の策定

普及目標 2010年度までに1000万台

2008年 「低炭素社会づくり行動計画」の

閣議決定

普及目標 2020年までに新車の2台に

1台を次世代自動車※に

2010年 「エネルギー基本計画・新成長戦略」

の閣議決定

普及目標 次世代自動車を、2020年までに新

車販売の最大50%、2030年までに

最大70%

2012年 「日本再生戦略」の閣議決定

普及目標 新車販売に占める次世代自動車

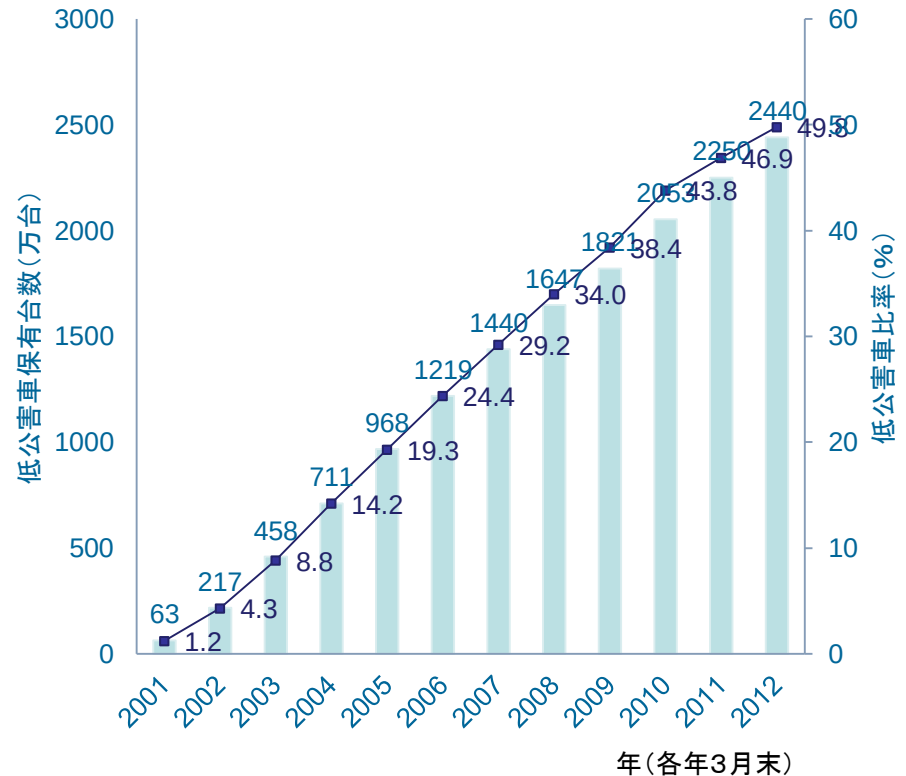
の割合を最大で50%

2013年 「日本再興戦略」の閣議決定

普及目標 2030年までに新車販売に占める次世代

自動車の割合を5割から7割とする。

※「次世代自動車」とは、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、CNG自動車



低公害車



低燃費・低排出ガス
認定車

次世代自動車



ハイブリッド



電気自動車



燃料電池自動車



水素自動車 等々

PM2.5対策

現状

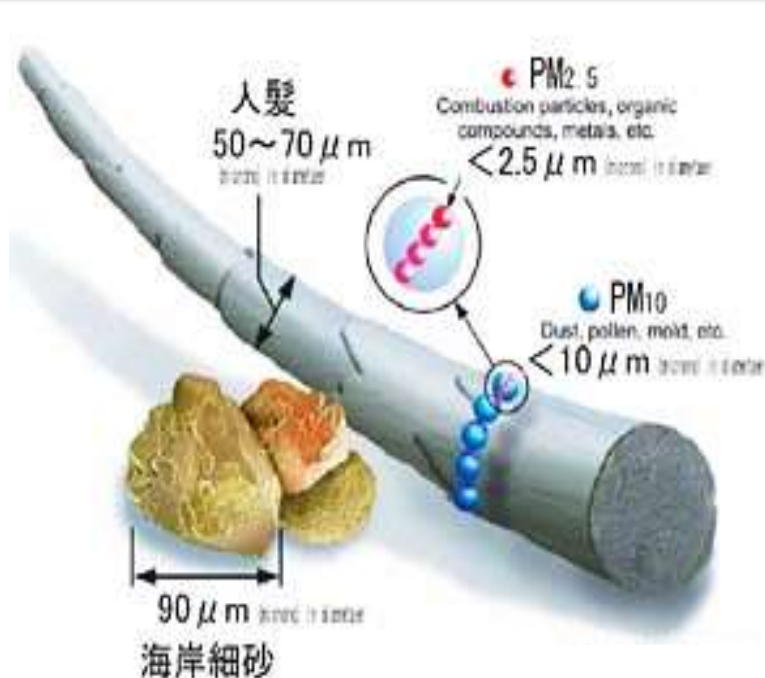
○PM2.5は、粒径が $2.5\mu\text{m}$ ($\mu\text{m}=0.001\text{mm}$)と小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系の影響に加え、循環器系への影響や肺がんリスクの上昇が懸念されている。

○平成21年9月にPM2.5の環境基準を策定

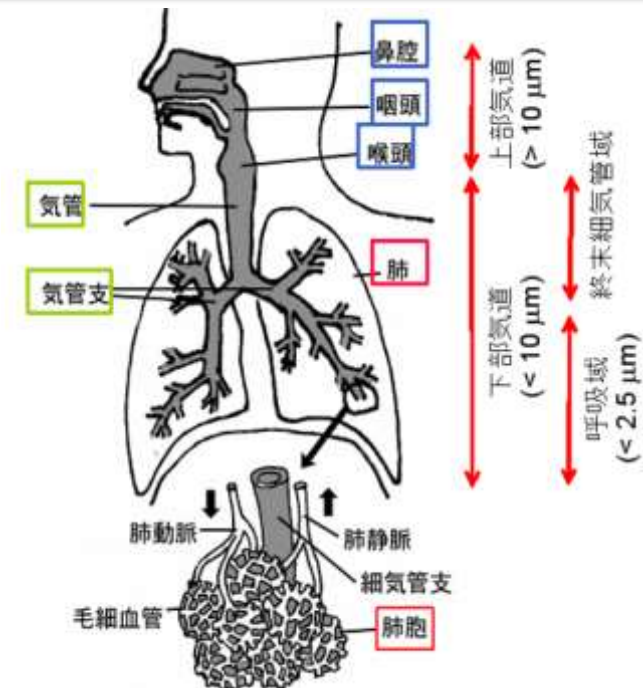
・1日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、1年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

○平成23年度の環境基準の達成率は3割程度と低い状態

・一般局27.6%(29/105局)、自排局29.4%(15/51局)



PMの大きさ(人髪や海岸細砂との比較)(概念図)



人の呼吸器と粒子の沈着領域(概念図)

PM2.5対策

実施中の取組

○モニタリング体制の整備

- ・自治体と協力し常時監視体制の整備を推進(平成24年度末時点: 645箇所 ⇒ 平成25年度末時点(予定): 803箇所)

○注意喚起のための暫定的な指針の策定(本年2月)、運用改善(本年11月)

- ・暫定指針値: 日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超。従前の「午前中の早めの時間帯での判断」に加えて、「午後からの活動に備えた判断」を追加

○自治体連絡会議の開催等による関係機関の情報共有

○2国間、多国間での国際的な対応

- ・日中課長級意見交換(本年2月、北京市)、日中大気汚染対策セミナー(本年4月、北京市)
- ・第15回日中韓三カ国環境大臣会合(本年5月、北九州市)・・・日中韓三カ国政策対話の設置等を合意

今後の課題・取組

○発生源情報の把握、生成機構の解明、シミュレーションモデルの高度化等

- ・有効な対策を図るため、PM2.5について、発生源情報の整備、二次生成機構の解明を進める。
- ・よりの確な注意喚起や、対策の効果・越境大気汚染の影響の定量的評価が可能となるよう、シミュレーションの高度化を図る。

○健康影響に関する知見の集積

- ・国内外の知見の集積、疫学調査研究の実施などにより、PM2.5の健康影響に関する知見の充実を図る。

○国際的な取組の推進

- ・「三カ国政策対話」と「地域的取組(国連環境計画及びクリーン・エア・アジアと連携した取組)の活用」等の実現に向けて関係者と調整を進める。
- ・中国の主要な都市を対象に、大気汚染対策と低炭素化の両方を見据えた人材・組織の能力構築や政策立案支援等の協力活動を強化・促進していく。

○さらなる規制強化の検討

- ・当面は大気汚染防止法や自動車NOx・PM法に基づく自動車排出ガス規制等を的確に実施していくが、上記の取組の進捗や、越境汚染の寄与についての精緻な解明を踏まえつつ、国内における発生抑制策を検討していく。

PM2.5対策（注意喚起のための暫定的な指針）

○PM2.5について、注意喚起のための暫定的な指針を本年2月に策定

○11月、見逃しを減らすことに重きを置きつつ、いわゆる空振り事例が増えすぎないこと、注意喚起実施のための自治体の作業が過大とならないことにも配慮して、日中の濃度上昇についても対応できる改善策を策定

レベル	暫定的な指針となる値		行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値 ※3	
	日平均値 (μg/m ³)			午前中の早めの 時間帯での判断	午後からの活動に 備えた判断
				5時～7時	5時～12時
				1時間値 (μg/m ³)	1時間値 (μg/m ³)
Ⅱ	70超		不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 (高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超	80超
I	70以下		特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85以下	80以下
(環境基準)		35以下 ※1			

※1 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

PM2.5に係る環境基準の短期基準は日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、日平均値の年間98パーセンタイル値で評価

※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値

大気汚染に係る近年の国際的取組

○中国の大気汚染に関する中国との意見交換(本年2月 北京)

- ・環境省、外務省及び経済産業省の課長級が参加。
- ・中国環境保護部との間で、中国の大気汚染に関する意見交換を実施。
- ・中国の大気汚染を抑制するための技術協力を引き続き推進するとともに、更なる協力の可能性について検討していくことで一致。

○日中大気汚染対策セミナー(本年4月 北京)

- ・日中両国合計で100名以上参加。
- ・日本から、研究機関(アジア大気汚染研究センター、国立環境研究所)、自治体(東京都、川崎市、四日市市、北九州市)、民間企業が参加
- ・大気汚染防止に係る政策、観測・分析、地方自治体の取組、対策技術などをテーマに、経験の共有を実施。

○第15回日中韓三カ国環境大臣会合(本年5月 北九州)

- ・日本: 石原伸晃環境大臣、秋野公造環境大臣政務官
中国: 李幹傑(リ・カンケツ)環境保護部副大臣 韓国: 尹成奎(ユン・ソンギョ)環境部大臣
- ・PM2.5を含む大気汚染による健康影響について懸念を表明
- ・三カ国による政策対話を設置することに合意
- ・既存の地域的取組を更に活用すべく協力を進めることに合意

(その他の多国間、二国間協力)

- ◆ 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)(2001～)
- ◆ 日中コベネフィット・アプローチ協力(2008～)
- ◆ 日中韓光化学オキシダント科学研究(2008～)
- ◆ 日中窒素酸化物(NO_x)総量削減共同研究(2009～)

背景・目的

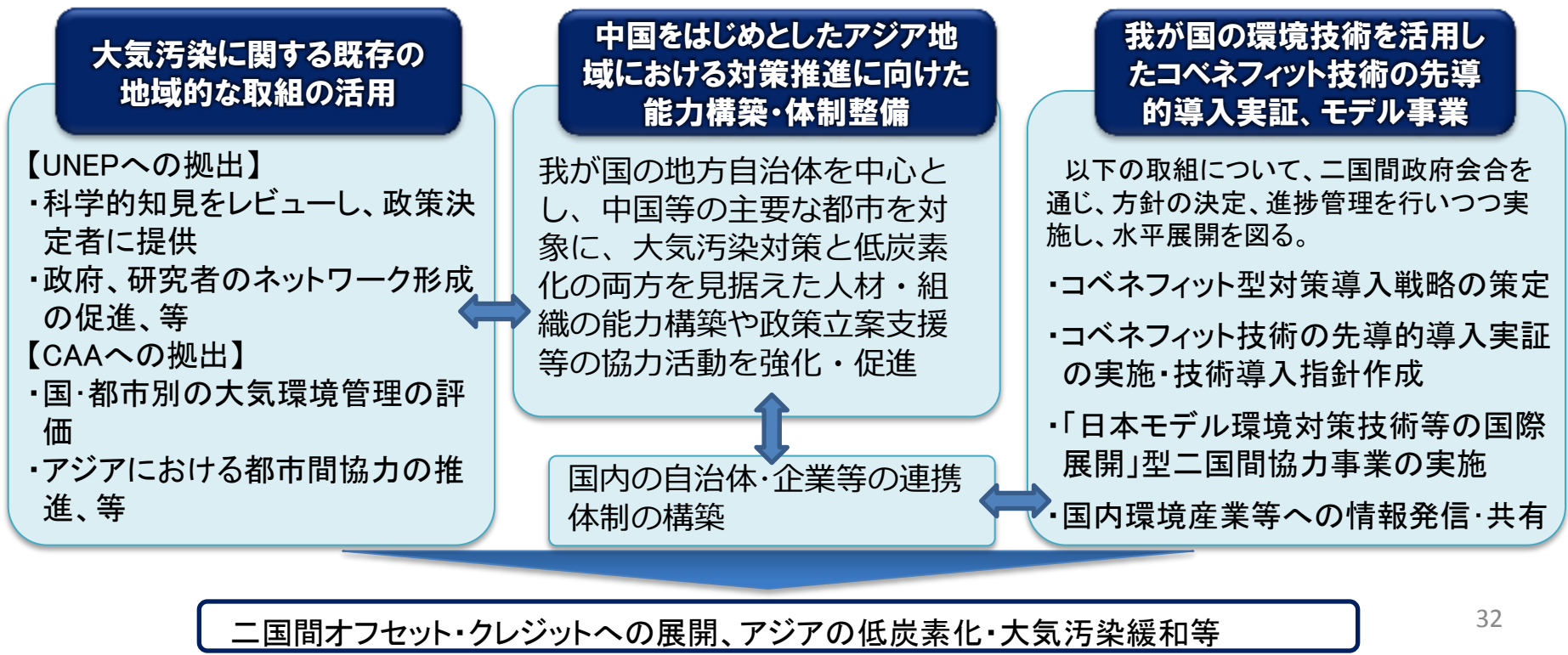
- 中国のPM2.5問題を始め、急速な経済発展・都市化に伴う大気汚染、水質汚濁等の環境汚染、エネルギー消費の急増はアジア各国における深刻な課題。
- 環境改善、温室効果ガス削減の双方に効果を有するコベネフィット・アプローチが有効。
- 二国間オフセット・クレジットの創出への展開を念頭におき、既存の地域的な取組の活用、我が国の経験や技術を活用したコベネフィット型の能力構築や汚染対策を戦略的に促進。

事業概要及びスキーム

- (1) 大気汚染に関する既存の地域的な取組の活用 (1.2億円: UNEP及びClean Air Asia拠出金)
- (2) 中国をはじめとしたアジア地域における対策推進に向けた能力構築・体制整備事業 (1.3億円: 民間及び地方公共団体委託)
- (3) 我が国の環境技術を活用したコベネフィット技術の先導的導入実証、モデル事業 (4億円: 民間団体委託)

期待される効果

- アジア地域の能力構築と日本の環境技術の途上国への展開
- アジア地域の環境汚染緩和・低炭素化と日本の大気汚染の改善
- 二国間オフセット・クレジットの創出への環境整備



水環境保全対策

騒音対策

- 水環境基準の達成状況
- 水環境保全対策の概要
- 放射性物質の常時監視
- 騒音対策

水環境基準の達成状況

- 全国の水環境の状況を常時監視するため、都道府県知事等が公共用水域（河川、湖沼、海域）約9,000地点及び地下水11,000本（井戸数）における水質測定を行っている。
- 健康項目については、公共用水域はほぼ全国的に環境基準を達成しているが、地下水は硝酸性窒素などの一部の項目において基準の超過が見られる。
- 生活環境項目については、有機汚濁を示す指標であるBOD・CODは全体として徐々に改善の傾向にあるが、湖沼・内湾・内海などの閉鎖性水域では環境基準の達成率はなお低い。

健康項目：

水環境の汚染を通じて、人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目

生活環境項目：

人の生活に密接な関係のある財産や動植物とその生息環境などの保全を目的とした項目

公共用水域における環境基準

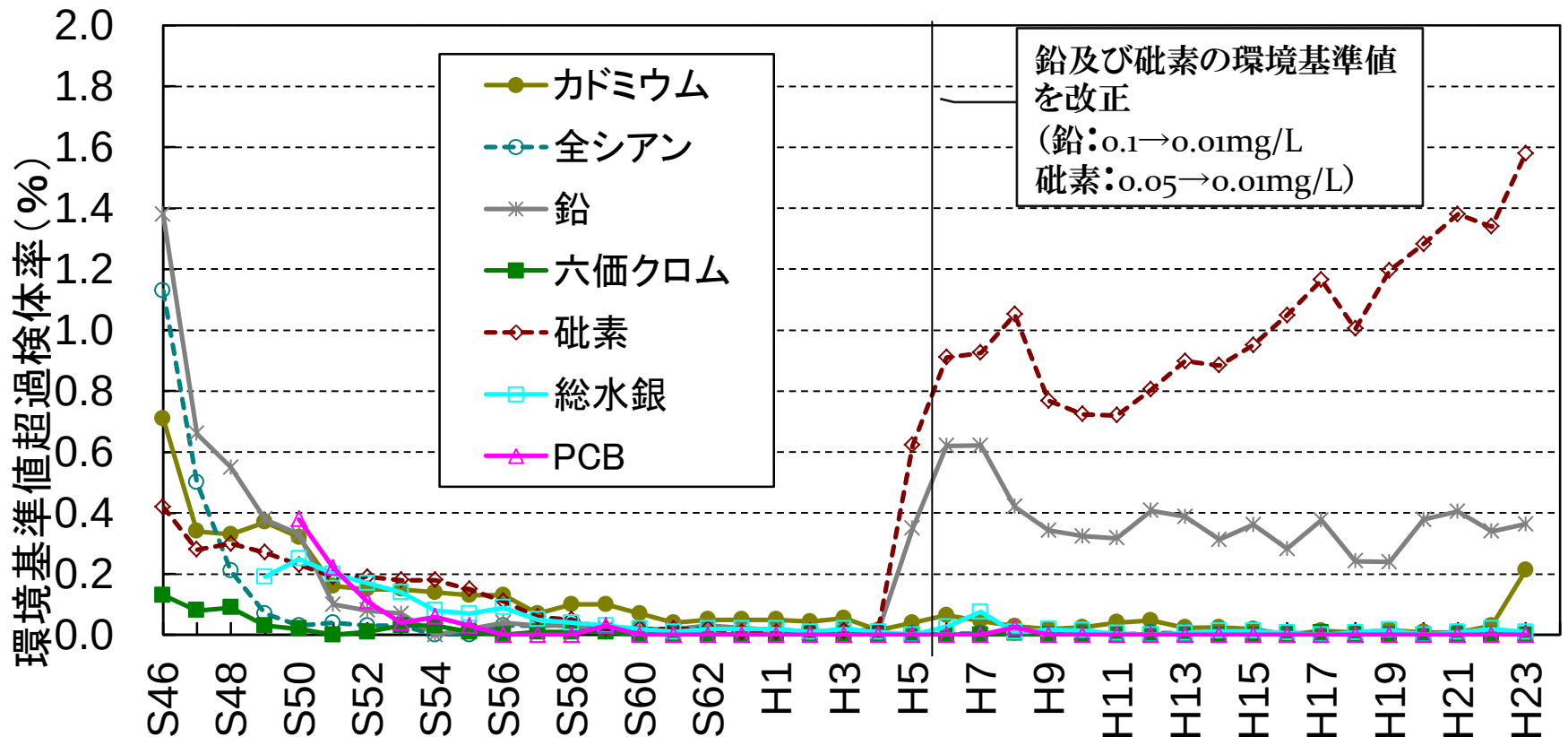
人の健康の保護に関する環境基準
（健康項目：27項目）

生活環境の保全に関する環境基準
（生活環境項目：11項目）

水生生物の保全に関する環境基準
（水生生物保全環境基準：3項目）

水環境基準の達成状況（健康項目）

- 23年度における健康項目に係る環境基準達成率は、98.9%(5,373/5,434地点)となっており、ほとんどの地点で環境基準を達成。
- 環境基準を超過した地点は河川で最も多く、海域では超過した地点はない。
- 環境基準未達成地点における未達成原因の過半は、自然由来によるもの。

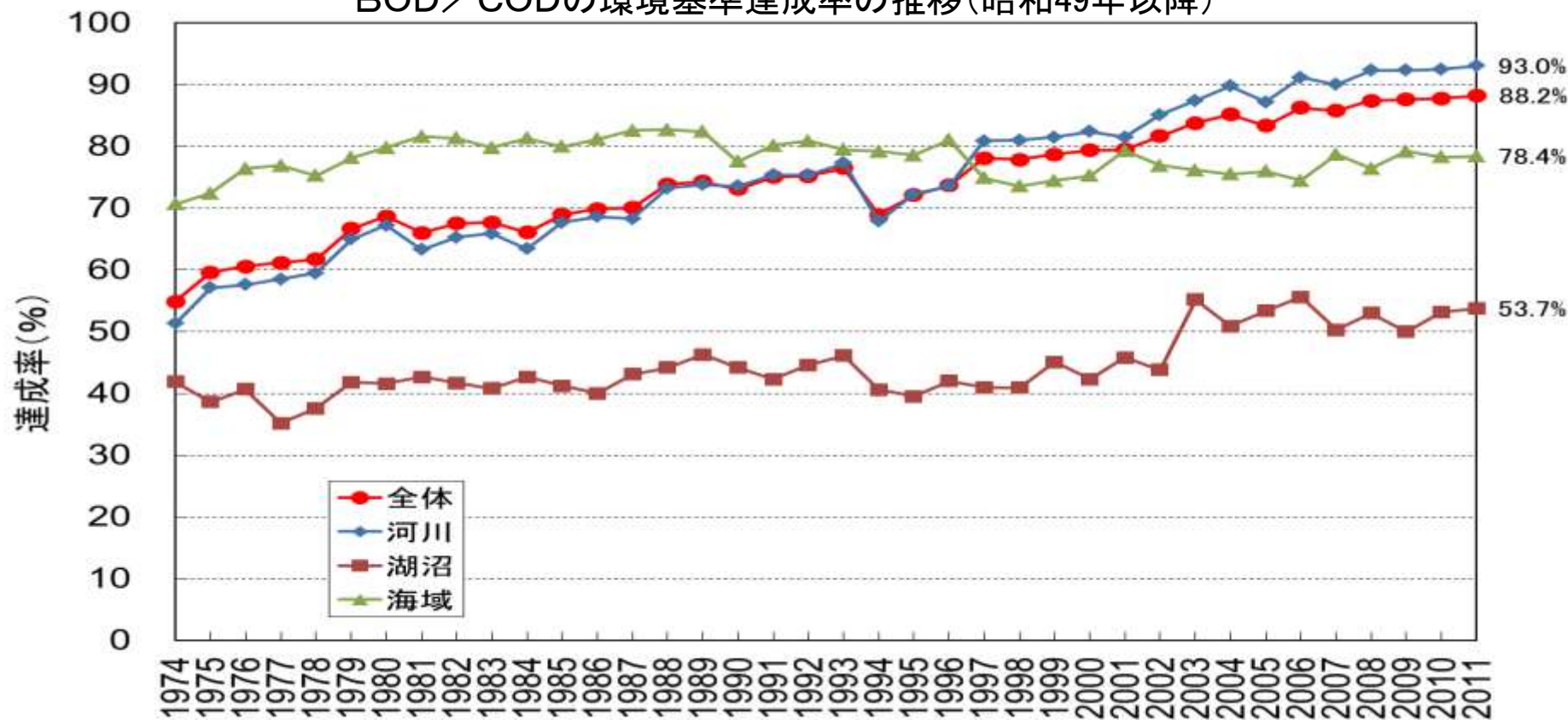


水環境基準の達成状況（生活環境項目）

○有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の平成23年度の環境基準達成率は88.2%

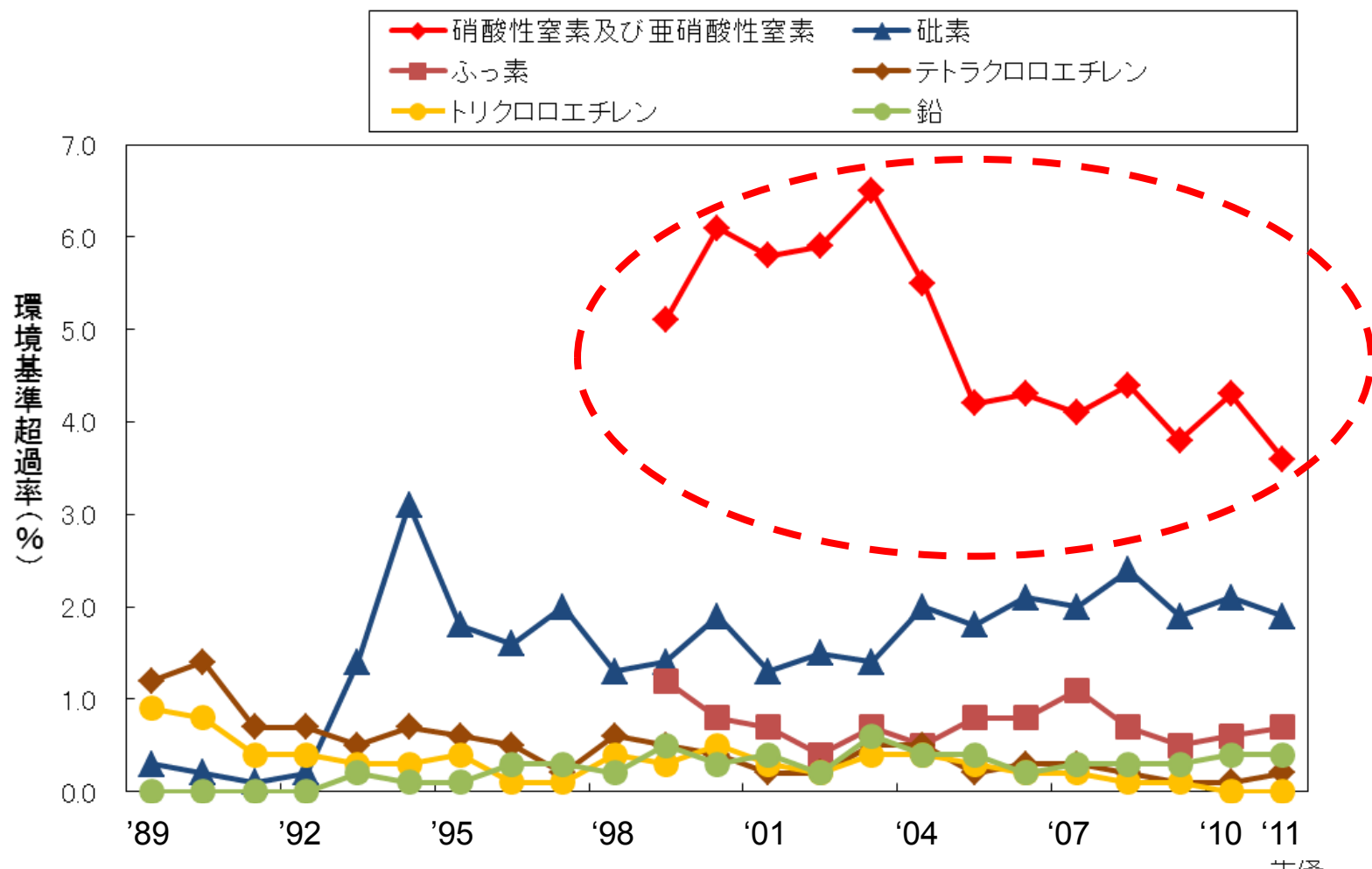
○水域別では、河川93.0%、海域78.4%となっており、河川における達成率は高く、年々上昇傾向にある。海域では、達成率は近年横ばいであるが、湖沼では依然として達成率が低い状況

BOD／CODの環境基準達成率の推移(昭和49年以降)



環境基準の達成状況（地下水質）

- 地下水について、人の健康保護の観点から28項目を環境基準として設定。
- 平成23年度の全体の環境基準超過率は5.9%
- 最も超過率の高い項目は**硝酸性窒素・亜硝酸性窒素(3.6%)**



環境基準の見直し

[現状の課題]

- ・CODや大腸菌群数等の水質指標が、
 - 水環境の実態を表した指標となっていないのではないか。
 - 国民の実感にあった、分かりやすい指標となっていないのではないか。

[目標の視点]

- 生物にとってのすみやすさ
- 美しさ・清らかさ
- 利用しやすさ
- 水生生物の多様性

[利水障害]

- 水産；魚介類の斃死等
- 自然環境保全；美観への障害・悪臭 等
- 水道・水浴等；異臭味・親水利用への障害 等

[今後の検討]

- ①COD等を補完する指標の検討
→ 下層DO、透明度(湖沼・海域)
- ②大腸菌群数を代替する有効な衛生指標の検討
→ 大腸菌(河川・湖沼)

水環境行政の概要 — 工場・事業場対策

水質汚濁防止法に基づく対策

都道府県等による常時監視(モニタリング)

全国一律の排出基準による排水規制
(工場・事業所)

生活排水対策の推進
(下水道・浄化槽等の整備)

有害物質の地下浸透規制

閉鎖性海域(東京湾・伊勢湾・瀬戸内海)に
おける汚濁負荷量の総量削減

汚染された地下水の浄化措
置命令

水質汚濁防止法以外に基づく対策

湖沼水質保全特別措置法
(琵琶湖等11指定湖沼における対策)

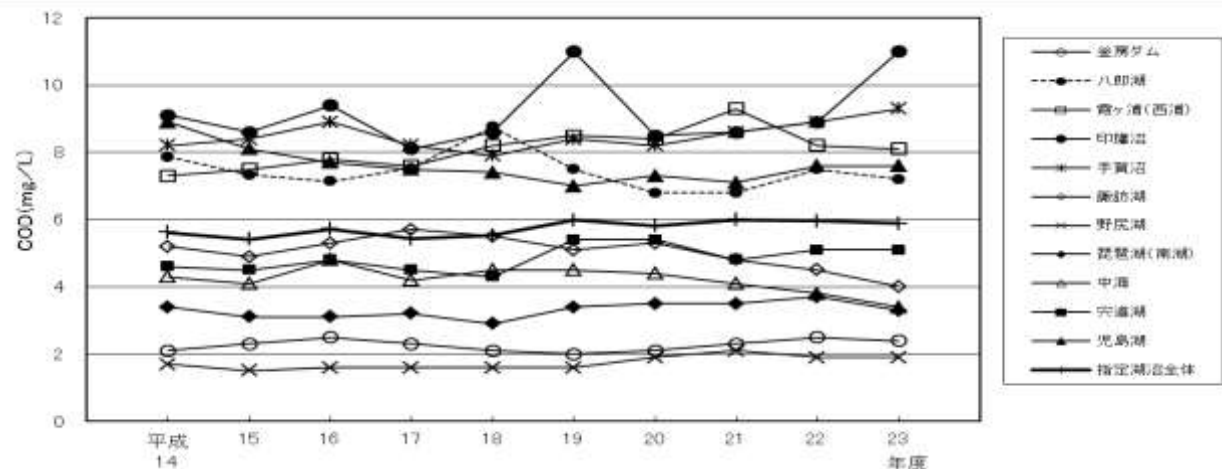
瀬戸内海環境保全対策特別措置法

有明海・八代海再生特別措置法

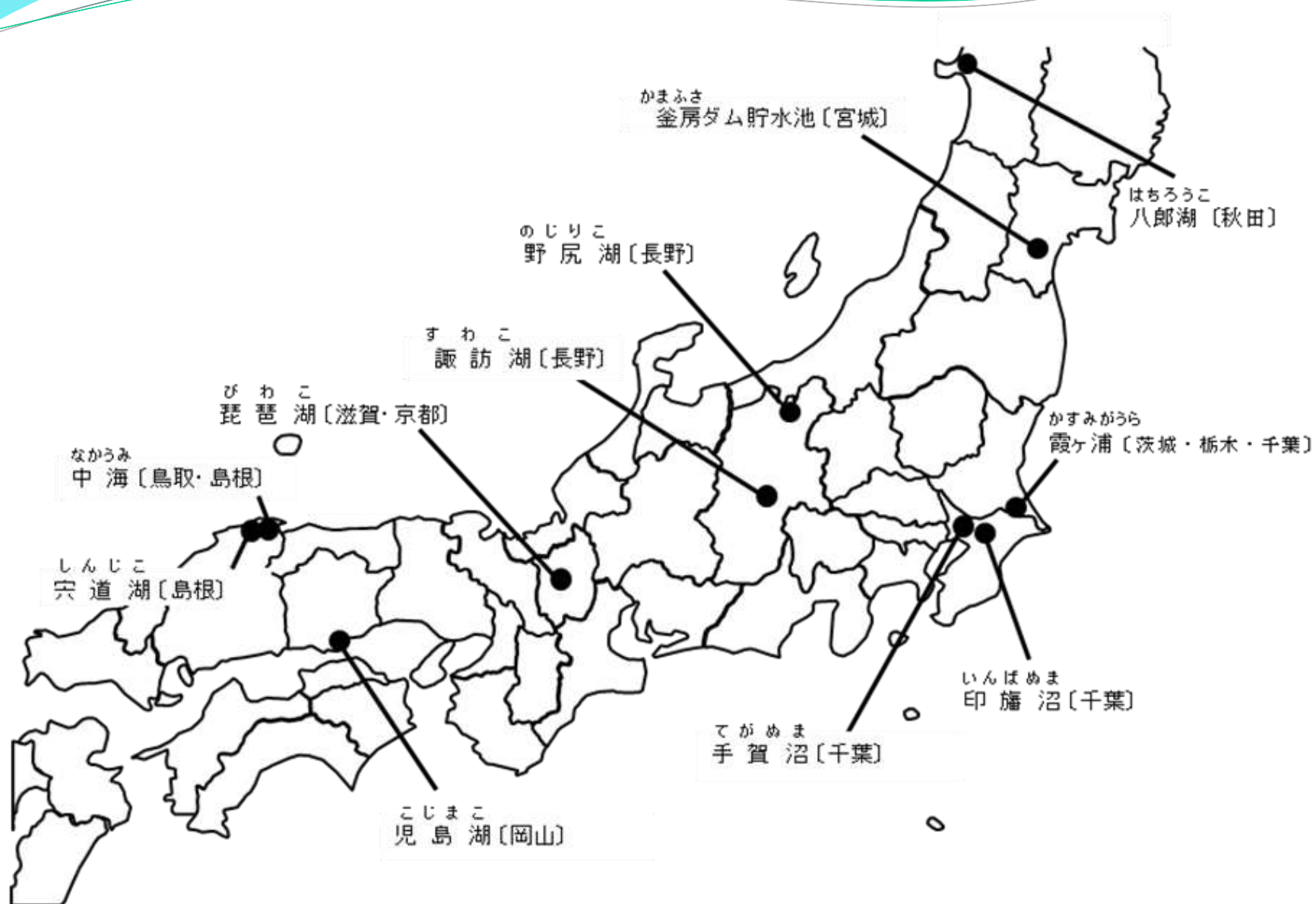
特定水域の対策(湖沼)

- 湖沼は閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいため、河川や海域に比べて環境基準の達成状況が悪い状況。
- 水質汚濁防止法による規制のみでは十分でないことから、昭和59年に「**湖沼水質保全特別措置法**」が制定。
- 湖沼水質保全特別措置法に基づいて、水質保全が緊要な**11湖沼が指定湖沼**に指定されており、関係府県は「**湖沼水質保全計画**」を策定し、COD・窒素・りん削減のための負荷量規制、下水道・浄化槽の整備、浚渫などの施策を推進。
- また、関係府県知事は非特定汚染源(農地、道路、市街地等からの流出水など排出を特定しにくい汚染発生源)対策を推進するための**流出水対策地区**、水質浄化に資する湖辺の植生を保護するための**湖辺環境保護地区**を指定することができる。

指定湖沼の水質状況の推移
(COD年間平均値)



11指定湖沼位置図



特定水域の対策（閉鎖性海域）

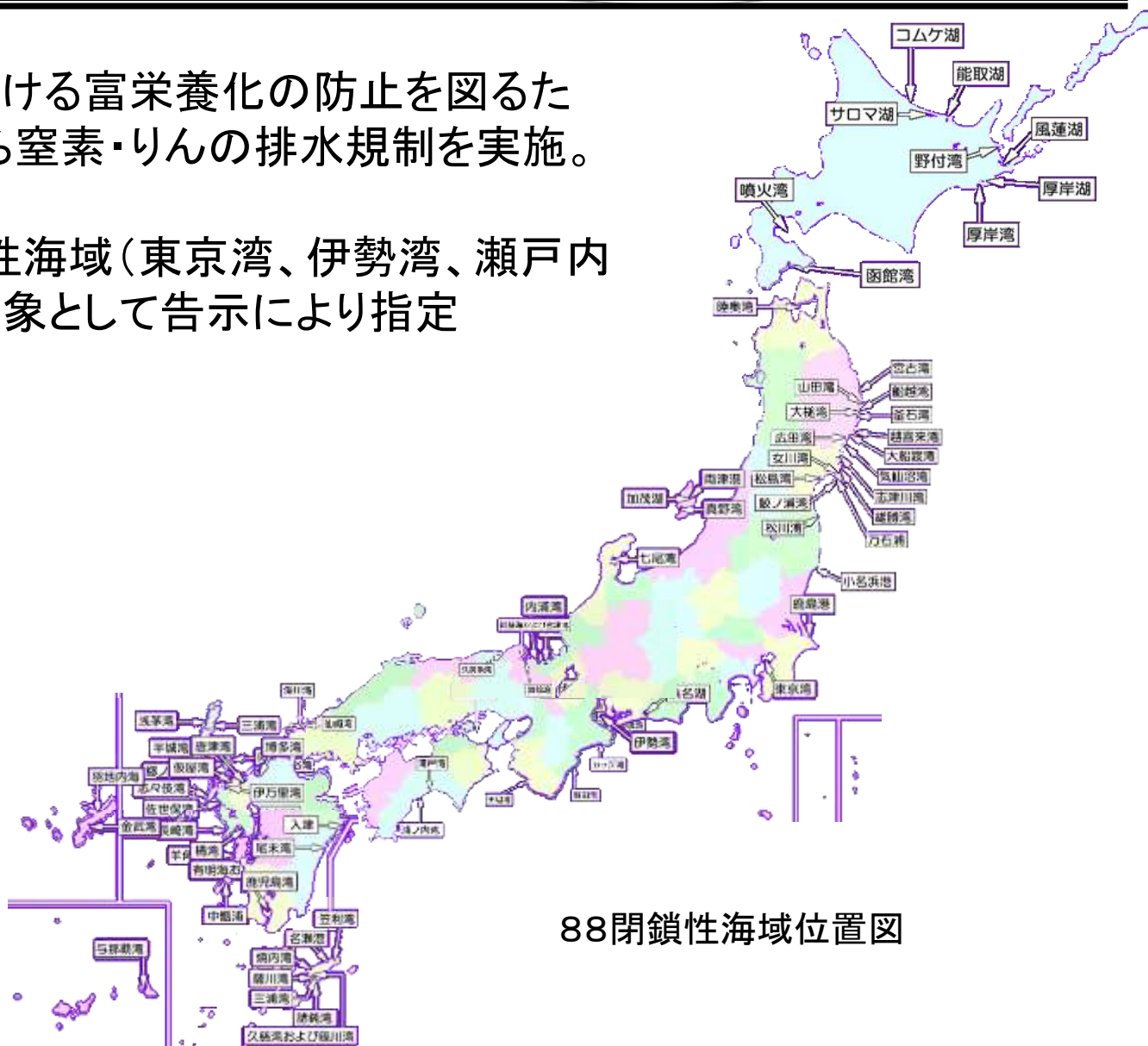
- 昭和53年の水質汚濁防止法改正により、人口、産業等が集中し、排水の濃度規制のみでは環境基準を達成維持することが困難な海域を指定し、この指定水域に流入する汚濁負荷量の削減を目的とした水質総量削減が制度化。（現在、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海が指定水域に指定）
- 第1次から第4次までの水質総量削減は、有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)を対象に実施し、第5次(平成13年)からは窒素とりんを対象に追加。
- 指定水域ごとに削減目標量等を環境大臣が基本方針として定め、これを受けて都府県知事が削減方法等を定めた総量削減計画を策定し、この計画に基づいて各都府県が、下水道等の整備や総量規制基準の適用その他の施策を推進。



- 6次にわたる実施の結果、水質は改善傾向にあるものの、環境基準達成率は十分でなく、赤潮や貧酸素水塊が依然として発生。
- 平成26年度を目標年度とする第7次水質総量削減を策定。平成24年5月から新・増設事業場に対して第7次の総量規制を適用開始。平成26年4月から既設分を含む全事業場に対して適用開始予定。

閉鎖性海域（富栄養化対策）

- 閉鎖性海域における富栄養化の防止を図るため、平成5年から窒素・リンの排水規制を実施。
- 全国88の閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を含む。）を対象として告示により指定



88閉鎖性海域位置図

瀬戸内海・有明海及び八代海

＜瀬戸内海＞

- 閉鎖性海域のなかでも瀬戸内海は、戦後の高度経済成長期に埋立てが進行し、自然海浜が減少するとともに、汚濁負荷が増加。さらに、昭和40年代後半には年間300件近い赤潮、養殖魚類の斃死などが発生。
- このため、昭和48年に議員立法により瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、昭和53年に恒久法である「**瀬戸内海環境保全特別措置法**」として改正。
- 同法に基づき、政府は瀬戸内海の環境の保全に関する基本計画を策定し、関係府県知事は基本計画に基づく府県計画を定め、施策を推進している。
- 平成25年4月、「瀬戸内海環境保全小委員会」を設置し、基本計画の変更について審議中。平成26年夏頃を目途に結論を得る予定。

＜有明海及び八代海＞

- 有明海では、平成12年度のノリ不作や長期にわたる二枚貝類資源の減少、八代海では、有害赤潮による魚類養殖被害が多発。
- これを契機に、議員立法により、「**有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律**」が成立（平成14年11月公布）。
- 平成21、22年と八代海等でシャットネラ赤潮による大規模漁業被害が発生したこと等を契機に、議員立法により改正有明特措法が成立（平成23年8月12日公布）。
- 本法律に基づき、環境省に「有明海・八代海総合調査評価委員会」を設置し、有明海及び八代海等の再生に係る評価を行っている。

放射性物質による環境の汚染の防止のための 関係法律の整備に関する法律

平成25年6月21日公布

- 従来、環境基本法は、放射性物質による大気汚染等の防止のための措置について、原子力基本法やその関係法律の枠組みの中で適切に処理されることを前提として、これらの法律に対応を委ねていた。
- しかし、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が一般環境中に放出。



- 環境法体系の下で放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことができることを明確に位置づけるため、平成24年に成立した原子力規制委員会設置法の附則により、環境基本法について、放射性物質による大気等の汚染の防止について原子力基本法等に対応を委ねている規定が削除された。
- 一方、個別環境法は、未だ、放射性物質による環境の汚染の防止のための措置についてその適用を除外とする規定（適用除外規定）を有した状態となっていた。
- 改正前環境基本法 第13条（※平成24年の改正により削除）
放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和30年法律第186号）その他の関係法律で定めるところによる。

放射性物質による環境の汚染の防止のための 関係法律の整備に関する法律

平成25年6月21日公布

改正内容

○放射性物質による大気汚染等の防止措置を原子力基本法等に委ねる旨の環境基本法第13条の規定が平成24年に削除。

○これを踏まえ、放射性物質による環境の汚染を防止するため、放射性物質に係る適用除外規定を有する大気汚染防止法等の関係法律について、当該規定を削除するとともに、放射性物質による大気汚染及び水質汚濁に係る常時監視の規定を設ける。

※大気汚染防止法、水質汚濁防止法のほか、環境影響評価法、南極地域の環境の保護に関する法律についても所要の措置

※なお、以上に掲げる法律以外の放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を有する個別環境法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壌汚染対策法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等)については、放射性物質汚染対処特措法との関係や施行状況などを踏まえた検討が必要であることから、同法の見直し規定も踏まえて、別途検討することとする。

<施行期日>

大気汚染防止法、水質汚濁防止法: 公布の日から6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

放射性物質による水環境の汚染に対する対応

水環境の放射性物質モニタリング

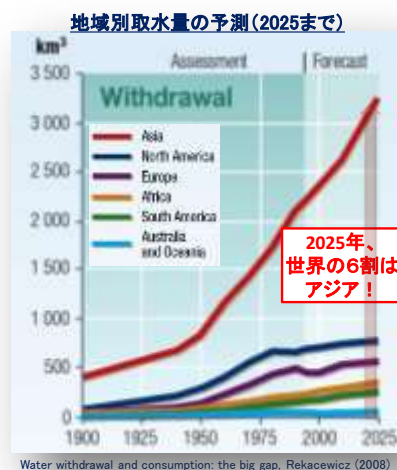
- 福島第1原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質による環境汚染が懸念。
- 放射性物質による環境の汚染状況を把握し、一体的でわかりやすい情報提供を行うため、モニタリングの司令塔である原子力規制庁が主体となって作成した、総合モニタリング計画に沿って、関係省庁等が連携し、モニタリングを実施。
- 総合モニタリング計画において、環境省は水環境等のモニタリングについて中心的役割を担うことと位置付け。

【モニタリングの役割分担（概略）】

モニタリング対象	主たる官庁
環境モニタリング一般（土壌、水、大気等）、航空モニタリング、海域モニタリング 学校、公共施設、港湾、空港、公園、下水道等	原子力規制庁
水環境（河川、湖沼・水源地、地下水）、自然公園等	環境省
農地土壌、林野、牧草等	農林水産省
食品・水道	厚生労働省

国際的な取組（水環境改善ビジネス）

- アジア諸国は人口増加、急激な経済発展とともに水使用量は増加の一途
- 一方、排水処理が追いつかず、**水質汚濁等の深刻な環境汚染に直面**
- 我が国の公害克服経験の中で培われた水環境改善技術の海外に適用することができれば、**我が国の経済成長と近隣アジア諸国の水環境の改善双方の実現**が可能
- 現状では、**規制等の法制度の不備や不適切な執行による市場の未成熟さ、求められる技術スペックの差**とそれに起因した**相対的なコスト高**などにより、日本企業の参入事例はそれほど多くないのが現状
- 環境省としては、我が国企業の積極的な海外展開を支援する施策の実施により、**我が国企業の経済活動を通じた近隣アジア諸国の水環境の改善**を図ることが目的



「アジア水環境改善モデル事業」実施事業一覧

中国連雲港市の農村地域における面源汚染浄化システム

FS事業者：(株)建設技術研究所 他

実施場所：中国 江蘇省 連雲港市

- 農村地区を対象地区とし、家庭からの汚水、家畜糞尿、農地負荷を対象とした面源汚染浄化システムを導入し、河川・湖沼の水環境改善に寄与。



中国 遼寧省瀋陽市における水質改善および資源回収事業

FS事業者：(株)アタカ大機
実施場所：中国遼寧省瀋陽市

- 下水処理場の汚泥処理施設にリン回収技術を適用することで、放流水中のリン濃度を低減して地域の水質を改善
- 同時に回収リンの農業分野での有効活用の可能性を調査



ベトナム国・省エネ型有機性産業排水処理による水環境改善

FS事業者：積水アクアシステム(株) 他
実施場所：ベトナム国ハノイ周辺地域

- 現地の経済レベルに合った省エネ型で維持管理が容易な生物膜(回転接触体)法を用いた水処理装置のビジネス化に向けた調査を実施
- 具体的には、食品工場(ビール、飲料製造等)排水における調査/実証試験を検討

ダナン市工業団地排水処理事業

FS事業者：鹿島建設 他
実施場所：ベトナム国ダナン市

バイオトイレ導入による水環境改善事業

FS事業者：(株)長大 他
実施場所：ベトナム国鉄沿線地域及び駅周辺

インド工業排水処理施設の総合的改善と再利用促進事業

FS事業者：東洋エンジニアリング
実施場所：インド ハリヤナ州

養豚場廃水のゼロエミッション化水処理システム

FS事業者：(株)アクア 他
実施場所：マレーシア ペナン州

- 養豚場で発生する糞尿廃水をクロレラ等微細藻類連続培養装置(MACシステム)で処理
- 処理水を豚舎の洗浄、堆肥の水分調整、水耕栽培に再利用することでゼロエミッション化し、地域周辺の水質を改善し、水道原水の安全性を向上させる。



ジャカルタ浄化槽試験面整備による水質改善事業

FS事業者：クボタ 他
実施場所：インドネシア ジャカルタ特別州

- 日本式浄化槽を戸建て住宅(20基以上)やマンション、病院等に設置し、放流水質等のモニタリングを行い、汚泥の発生状況、水質を調査
- 周辺水域の調査を行い**地域的な水環境改善**を図る。



H24年度FS実施事業

H23年度FS実施事業

H23年度FS, H24年度
実証試験実施事業

バラスト水管理条約の現状と課題について

バラスト水管理条約とは・・・

■ 正式名称

International Convention for the Control and Management of Ship's Ballast Water and Sediments, 2004

(2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約)

■ 目的

船舶バラスト水を適切に管理し、バラスト水を介した有害水生生物及び病原体の移動を防止、最小化、最終的には除去することにより、海洋環境保護、生物多様性の保持等を図ること。

■ 採択・発効要件

採択：2004年(平成16年)2月

発効要件：**30カ国以上**の国が批准し、かつ、その**合計商船舶腹量が世界の全商船舶腹量の35%以上**となった日の**12ヶ月後**

現状：批准国数**37カ国**、合計商船舶腹量**30.32%** (2013年6月20日現在)
(日本は未批准)

■ 条約の概要

● バラスト水管理の実施

船舶の建造時期及び大きさに応じ、**排出基準を満たすバラスト水処理**を義務化。

(排出基準適用開始までは、バラスト水交換でも可。)

対象生物		排出濃度(生存個数)
50 μ m以上の生物 (主として動物プランクトン)		10個/m ³ 未満
10～50 μ mの生物 (主として植物プランクトン)		10個/ml未満
細菌	病毒性コレラ (O1及びO139)	1 cfu/100ml未満 又は、動物プランクトン1g当たり1cfu未満
	大腸菌	250 cfu/100ml未満
	腸球菌	100 cfu/100ml未満

cfu : colony forming unit (群形成単位)

● 締約国間で規制の免除を行うためのリスクアセスメント

● 日本周辺でバラスト水交換を可能とする海域の指定

● 化学物質等を用いたバラスト水を処理する装置の承認 等

バラスト水条約の基準の適用時期

建造年	船舶のバラスト水容量 (m ³)	2004-2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018以降
既存船													
2008年以前建造船	1500以上 5000以下	バラスト水交換(※)で対応可							バラスト水排出基準の適用				
	1500未満 又は 5000超												
新造船													
2009年以降	5000未満								バラスト水排出基準の適用				
2009-2011年	5000以上								バラスト水交換(※)で対応可				
2012年以降													

※バラスト水交換基準：陸岸から200海里(不可能な場合は50海里)以遠かつ水深200m以上の海域で全容量の95%以上を交換。

- 基準適用開始時期が条約に具体的に明示されているため、**条約発効後直ちに**、2009年建造船から順次、排出基準に対応するための**バラスト水処理装置の搭載が必要**。

条約発効に備えた国内法整備に係る課題

条約の発効要件をまもなく満たす可能性があることから、条約発効前の批准に向けて早急に国内法の整備を行う必要がある。

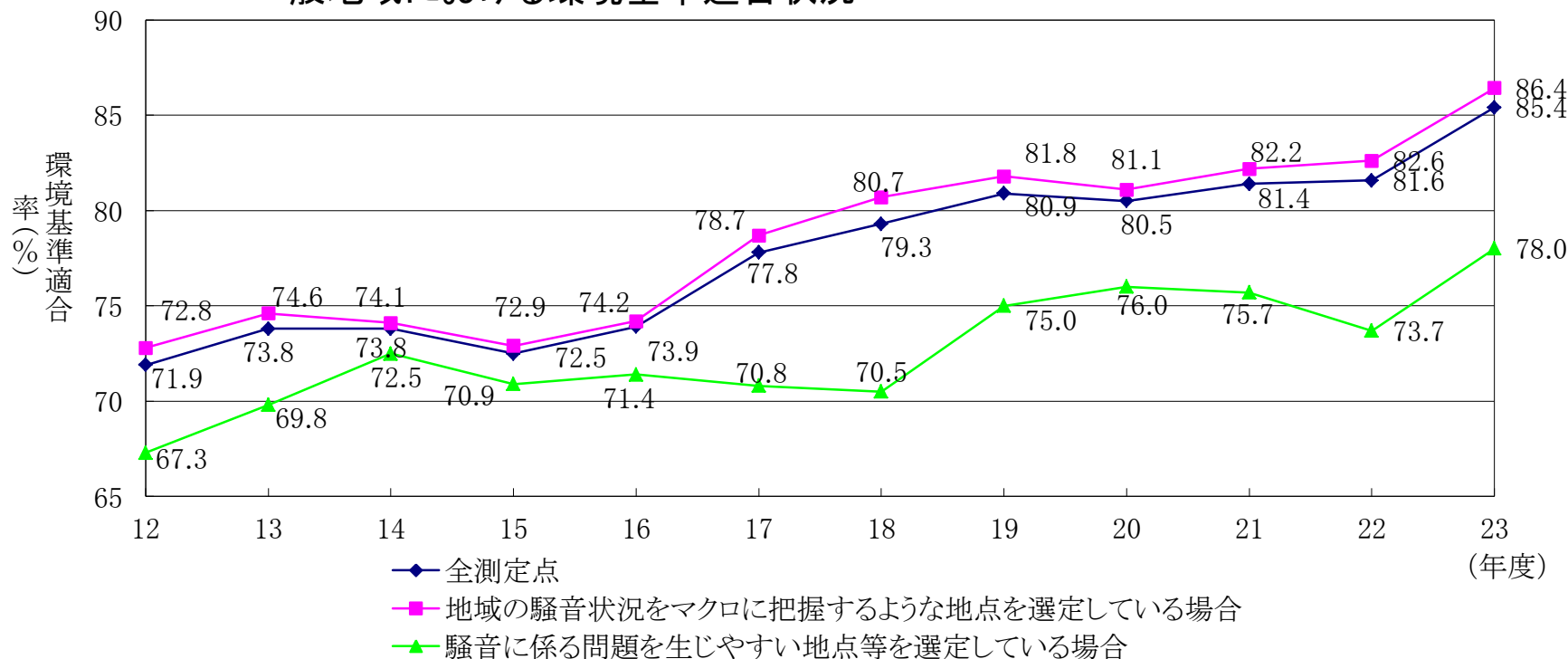


- 発効前に批准できない場合、環境保全を推進する日本の姿勢に関し、**国際的な信用を失う可能性がある**。
- 批准国周辺海域では条約に基づく航行上の制約を受けることになるため、条約を批准するための国内体制の整備をしない場合、**日本の海事産業に極めて大きな影響を与える**。

環境基準の達成状況（平成23年度）

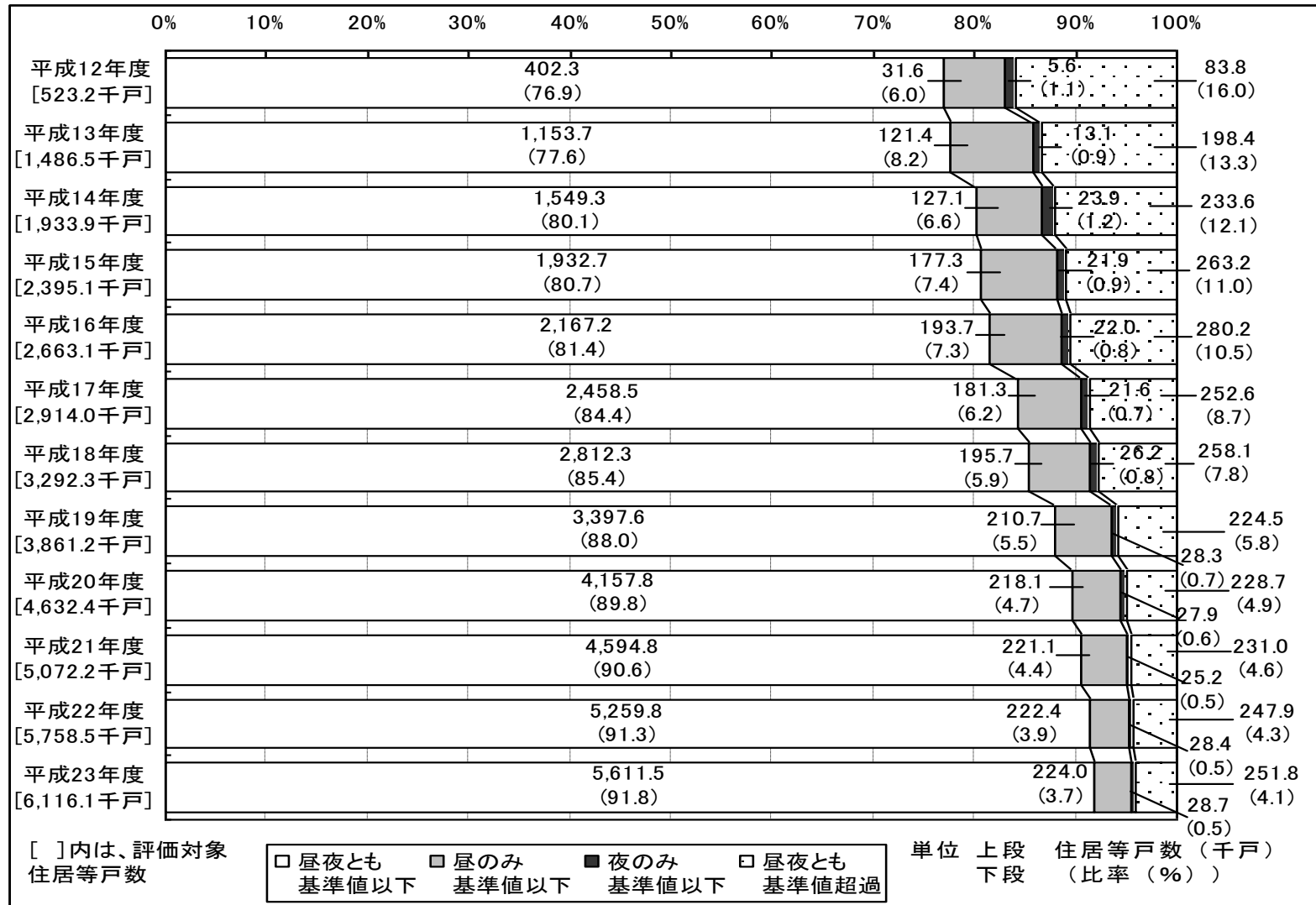
- 騒音規制法に基づき、①特定の工場・事業場からの騒音の規制、②特定の建設作業からの騒音の規制、③自動車単体騒音の許容限度の設定等を行っている。
- 発生源対策等の実施により、騒音に係る環境基準の達成状況は、全体として緩やかな改善の傾向にあるものの、依然として環境基準が達成されていない状況にある。

一般地域における環境基準適合状況

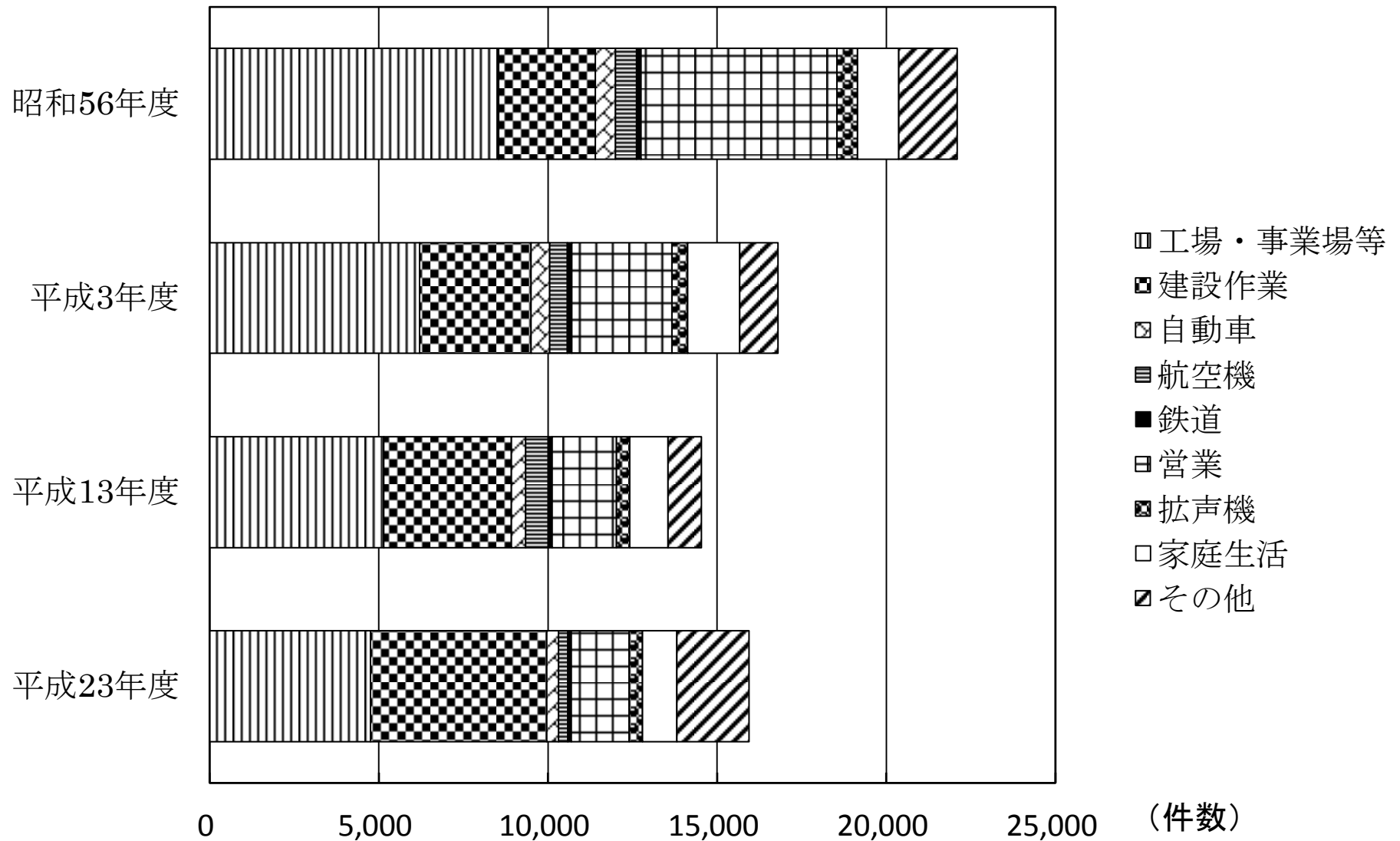


騒音環境基準の達成状況

道路に面する地域の騒音環境基準の達成状況(全国・経年変化)



騒音苦情の内訳（経年変化）



騒音等の生活環境の改善に向けた取組の推進事業

事業の必要性・概要

- ・騒音規制法・振動規制法の見直し、低周波音対策や鉄道騒音対策を推進するとともに、その効果の把握・実効性を担保する環境基準や臭気指数の測定手法統一等の検討に着手。
- ・暑熱環境の悪化に伴う熱中症患者の増加に対応するため、暑さ指数(WBGT)の予測精度向上等の機能強化。(政府において、7月を「熱中症予防強化月間」と定めた。)

H26概算要求104百万円(104百万円)

事業計画(業務内容)

(現場作業場への規制への移行)

建設作業ごと個別に規制から作業場全体での規制



現行法規制

改正イメージ

支出先: 民間事業者等

(暑さ指数の予測精度の向上)

札幌・仙台・鹿児島に新たに観測機器を設置



WBGT観測機器

施策の効果

- ①建設作業の騒音振動の苦情を減らす。
- ②都市・生活型の悪臭対策に有効な臭気指数規制の導入を促進し、悪臭苦情をまずは平成5年を下回る件数まで減少させることを目指す。
- ③「ヒートアイランド対策大綱」に基づき、都市部の街区レベルでの暑熱環境を緩和し、熱中症等の人への健康影響の低減を目指す。